



島根県報

令和元年10月18日（金）

第 4 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

退職手当支給細則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 2

土地改良区の定款変更の認可 (") 4

指定漁船調書の縦覧（2件） (水 産 課) 4

【特定調達公告】

特別法人事業税創設に係る島根県税務総合オンラインシステム改修業務に係る随
意契約の相手方等 (税 務 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇退職手当支給細則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

- (1) 基本手当に相当する退職手当の受給期間延長の申出は、当該延長に係る理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（当該理由により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならないこととした。（第5条関係）

- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

退職手当支給細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第39号

退職手当支給細則の一部を改正する規則

退職手当支給細則（昭和29年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前条」を「条例第8条第1項」に、「起算して1箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改め、同条第4項及び第5項第2号中「前条」を「条例第8条第1項」に改める。

第10条第3項中「もとの」を「元の」に改める。

様式第6号注意事項1中「その理由が生じた日から1月以内にもとの」を「元の」に、「しなければならない」を「すること」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日（次項において「公布日」という。）から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正後の退職手当支給細則（以下「新規則」という。）第5条第2項の規定は、新規則第2条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の退職手当支給細則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示**島根県告示第303号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市富山町西部土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

小林 昌次 大田市富山町山中1594番地 1
幸村 義彦 大田市富山町山中1441番地
林 良二 大田市富山町山中1821番地
石橋 和則 大田市富山町山中835番地
岩崎 義徳 大田市富山町山中460番地 1
和田 栄司 大田市富山町山中27番地 3
水瀧真光人 大田市富山町山中205番地 1
和田 晃 大田市富山町神原612番地
大野 秀穂 大田市富山町神原461番地
和田 稔己 大田市富山町神原477番地 1
石田 俊文 大田市富山町神原424番地
錦織 里志 大田市富山町神原291番地

監事

藤原 浩 大田市富山町山中2142番地 1
白石 勝 大田市富山町山中668番地
土山 和博 大田市富山町神原748番地
和田 勝 大田市富山町山中75番地

2 就任年月日

平成31年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

矢田 輝夫 大田市富山町山中1547番地
小林 孝幸 大田市富山町山中2465番地 1
幸村 丁一 大田市富山町山中1363番地 2
藤原 修 大田市富山町山中1289番地
石橋 和則 大田市富山町山中835番地
和田 栄司 大田市富山町山中27番地 3
幸村 孝教 大田市富山町山中45番地
大野 信之 大田市富山町山中606番地
鳥笥尾 博 大田市富山町神原752番地
和田 晃 大田市富山町神原612番地
鳥笥尾輝男 大田市富山町神原337番地
錦織 里志 大田市富山町神原291番地

監事

藤原 浩 大田市富山町山中2142番地 1

白石 勝 大田市富山町山中668番地
土山 和博 大田市富山町神原748番地
和田 勝 大田市富山町山中75番地

島根県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市富山町西部土地改良区の定款変更を令和元年10月10日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第305号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

松江市古志原七丁目24-3 矢野順一
〃 朝酌町594 吉岡和弘
〃 堂形町540-2 伊藤智隆

(2) 加入区

宍道湖東部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

島根県告示第306号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

松江市秋鹿町1708 田中 学
" 秋鹿町4802-5 仙田安春
" 魚瀬町763-23 村松和安

(2) 加入区

松江市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称及び数量

特別法人事業税創設に係る島根県税務総合オンラインシステム改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年8月13日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

99,733,140円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。